

# 税金情報

税務課  
☎64-7703

## 平成31年度 固定資産税の 縦覧・閲覧期間のお知らせ

**【縦覧制度】** 縦覧制度とは、納税者が自己の所有する土地や家屋の評価が適正かどうかを、縦覧帳簿に記載されている他の土地や家屋の評価額と比較できる制度です。なお、土地のみを所有している人は土地のみ、家屋のみを所有している人は家屋のみの縦覧となります。また、土地や家屋を所有している人も免税点未満で固定資産税が発生していない人は、対象外になります。

**縦覧期間** 4月1日(月)～5月31日(金)(土・日曜日、祝日は除く)

**手数料** 無料

**【閲覧制度】** 閲覧制度とは、納税義務者などが自己の資産について固定資産課税台帳に登録された内容を確認できる制度で、借地人や借家人も借用物件の台帳の閲覧ができます。なお、毎年5月に送付している課税資産明細書でも台帳に登録された内容を確認することができます。

**閲覧期間** 4月1日(月)から年間を通じて閲覧が可能です。(土・日曜日、祝日を除く)

**手数料** 証明書1枚につき300円  
(縦覧期間中は無料です)

**【縦覧・閲覧共通】**

**時間** 午前8時30分～午後5時15分  
**場所** 税務課(役場1階⑤番窓口)  
**縦覧・閲覧できる人**

- 納税者本人または同一世帯のご家族
- 法人所有の場合は代表取締役(法人の代表権が確認できるものが必要)
- 納税者の委任を受けた人(納税者本人の記名・押印のある委任状が必要)
- 納税管理人
- 所有者が死亡している場合は法定相続人(所有者との続柄が確認できる戸籍謄本などが必要)
- 借地人・借家人など(賃貸借契約書などが必要)
- 賦課期日後の所有者、管財人(売買契約書などの関係書類が必要)
- 必要なもの 来庁者の本人確認のための身分証明書(運転免許証やパスポートなど)

## 軽自動車税の減免制度のお知らせ

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に1年分の税金が課税されますが、次のような場合は申請をすることで税金が減免されることがあります。詳しくは担当までお問い合わせください。

- 身体障がい者・戦傷病者・知的障がい者・精神障がい者が利用する軽自動車等で一定の要件を満たす場合。
  - 軽自動車等の構造が身体障がい者などの利用のため特別な仕様になっている場合。
  - 公益のため直接使用する場合。
- 申請期間** 4月1日(月)～5月31日(金)の午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日は除く)

# 国民健康保険

住民課国民健康保険係 ☎64-7702

## 平成31年度の特定健康診査受診券を郵送します

### 《国民健康保険加入者》

平成31年度から、特定健診実施場所の年齢制限を撤廃し、保健センターで4月～9月に実施する集団健診と、指定医療機関で5月～11月に受診する個別健診のどちらか一方の希望する方法で受診していただけるよう変更となります。

これまで、集団健診(40歳～65歳)と個別健診(66歳～74歳)に分けて受診していただきましたが、制限を無くし、集団・個別どちらでも受診可能とします。これまで日程が合わず集団健診を受診できなかった人や、保健センターで受診を希望していた人も受診可能となりますので、健康維持、疾病の早期発見、重症化予防のため、積極的に受診してください。

なお、年度途中で75歳になる人は、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に移行し、「しなやか健診」を受診していただきますので、集団健診受診を希望する場合は、誕生日前までに受診してください。集団健診・個別健診の重複受診はできませんのでご注意ください。

**対象者** 国民健康保険に加入している40～74歳の人  
※対象者には「国保特定健康診査受診券」と「集団健診の日程表」、「個別健診実施医療機関一覧表」を3月末に郵送します。

### 《後期高齢者医療制度加入者》

「しなやか健診受診票」を4月中旬に郵送します。

### 《国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者以外の人》

加入している医療保険者や勤務先へお問い合わせください。

## 国民健康保険および後期高齢者医療加入者の人間ドックの申し込み

広報4月号および町ホームページにてお知らせします。ご理解とご協力をお願いします。

**【注意】** 人間ドックと特定健診の両方を受診することはできません。

また、健診日当日に国民健康保険の資格がない人は、人間ドックおよび特定健診を受診できません。(受診してしまった場合は健診費用または助成金を全額自己負担していただくことになりますのでご注意ください)